

徳之島町健康づくり活動助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 徳之島町（以下「町」という。）では、昭和60年11月に「健康のまち宣言」を表明し、町民が健康で安心できる「健やかなまちづくり」を目指して取り組んでいる。

この要綱は、町内に活動拠点を置く営利を目的としない各種団体等（以下「活動団体」という。）が行う健康づくりに資する活動（以下「健康づくり活動」という。）を支援し、もって町民の健康意識の向上と地域コミュニティの活性化を図るため、健康づくり活動に要する経費として徳之島町健康づくり活動助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し、徳之島町補助金等交付規則（令和2年規則第2号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(活動団体)

第2条 助成の対象となる活動団体は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、町長が特に必要と認める場合はこの限りでない。

- (1) 活動拠点又は主たる活動場所が町内にあること。
- (2) 構成員が5人以上の有称団体であり、かつ、構成員の過半数が徳之島町民であること。
- (3) 主な活動資金として、他の助成金等の交付を受けていないこと。
- (4) 政治活動、宗教活動、営利活動、特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦し、支持し、若しくは反対する活動を行っていないこと。
- (5) 団体及び構成員が徳之島町暴力団排除条例（平成24年条例第18号）第2条第4号から第7号までに掲げる者に該当しないこと。
- (6) 活動団体の代表者においては町税等の滞納がないこと。

(健康づくり活動)

第3条 健康づくり活動とは、地域スポーツ、文化活動等をいう。

(助成金交付の要件)

第4条 助成金の交付要件は、第2条に規定する活動団体であって次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 申請日時点で1年以上の活動実績があり、週1回以上かつ月4回以上の健康づくり活動を実施している活動団体、ただし、台風等の天候不良又は大型連休などの期間を除くものとする。
- (2) 町広報紙及び公式ウェブサイト等で活動内容の紹介を承諾できる活動団体
- (3) 徳之島地区消防組合が実施する「普通救命講習」を1名以上が受講できる活動団体。
ただし、申請年度の末日現在で、有効期間内の「普通救命講習修了証」を所持している場合は、受講したものとみなす。

(助成対象経費)

第5条 助成金の交付の対象となる経費は別表第1のとおりとし、地域活性化のため可能な限り町内事業者から購入するものとする。

(助成金の額)

第6条 前条に対する助成金の額及びその取扱いは次のとおりとする。

- 2 助成金の額は、助成対象経費の10分の10以内とし30,000円を限度額とする。また、限度

額に満たないとき、かつ当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 申請書提出後における助成金の額の増額は認めないものとする。

(交付申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする活動団体は、次に規定する申請受付期間内に徳之島町健康づくり活動助成金交付申請書（スポーツ少年団・部活動用）（様式第1の1号）又は徳之島町健康づくり活動助成金交付申請書（スポーツ少年団・部活動以外用）（様式第1の2号）に関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 申請受付期間は、当該年度4月1日から9月30日までとし、4月1日及び9月30日が土日祝日のときは、翌開庁日とする。

3 第4条第3号に掲げる要件を満たす者（以下「受講者」という。）が複数の活動団体に所属している場合において、受講者1名につき申請を行うことができる活動団体は1団体とする。

4 同一の活動団体による再申請については、助成金を交付した日以降3年を経過した日から申請することができるものとする。

(交付決定)

第8条 町長は、前条第1項の規定による申請があったときは、速やかに当該申請に係る書類の審査及び調査のうえ、助成金の支給の可否を決定し、徳之島町健康づくり活動助成金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 助成金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、助成金を受けた年度の末日までに、次に掲げる書類を町長に提出するものとする。

- (1) 徳之島町健康づくり活動助成金実績報告書（様式第3号）
- (2) 対象経費に係る領収書等の写し
- (3) 活動団体紹介又は健康づくり活動に係る紹介情報及び写真
- (4) その他町長が必要と認める書類

(助成金の額の確定及び交付)

第10条 町長は、前条の規定による実績報告があったときは、その書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、第8条に規定する交付決定の内容に適合していると認めたときは、交付額の確定を行うものとする。

2 町長は、前項の規定による交付額の確定を行ったときは、徳之島町健康づくり活動助成金交付額確定通知書（様式第4号）により交付決定者に通知するものとし、徳之島町健康づくり活動助成金請求書（様式第5号）による請求があったときは、交付決定者に対し口座振込により助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び助成金の返還)

第11条 町長は、第8条の規定に基づく交付決定者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定額の全部又は一部を取り消し、既に交付した助成金があるときは、その全部又は一部の返還を命じることができる。

- (1) 偽りその他の不正の手段により助成金の決定を受けたとき。
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき。

(3) 第4条第3号に規定する「普通救命講習」を受講しなかったとき。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、徳之島町健康づくり活動助成金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
- 2 この要綱における第7条第2項の規定は、令和8年度に限り、申請受付期間を当該年度10月11日から翌年1月31日までとし、10月11日及び1月31日が土日祝日のときは、翌開庁日とする。

別表第1（第5条関係）

(1) 助成対象経費

区分	内容
報償費	外部講師への謝金
需用費	活動事業に必要となる消耗品費、印刷製本費、修繕費、材料費、食糧費の一部（熱中症予防のためのアメや飲物等）
役務費	活動事業に必要となる通信運搬費、広告料
使用料及び賃借料	活動事業に必要となる会場使用料、機材等の借上料
備品購入費	活動事業に必要となる備品購入費

(2) 上記区分のうち助成対象とならないもの

区分	内容
報償費	監督、コーチなど指導者への謝金
旅費	遠征等旅費
需用費	燃料費、食糧費の一部（食事・弁当・盛皿代、アルコール類等）
使用料及び賃借料	レンタカー代